

## 令和6年度 新宿区耐震診断技術講習会

### 質疑応答

#### ■開催概要

日時：令和6年7月17日（水） 午後2時～4時30分

会場：新宿区役所 本庁舎5階「大会議室」

#### ■質疑応答

	質問	回答
1	違反している建物について、区の補助を受けられるのか。	違反是正指導を受けて、是正の完了していない建物は区の耐震改修工事の補助を受けることはできません。 建物が建蔽率、容積率などの不適合がある場合でも、区から違反是正指導を受けていない場合は、耐震改修工事の補助対象になります。
2	木造において筋交い材は引張力にのみ応力が効くとのことだったが、圧縮力は考慮できないのか。	断面寸法 15×90 のように薄い材料は圧縮力に効きません。45×90、90×90 の断面寸法であれば、圧縮力にも効きます。
3	基礎が無筋であることがわかった場合、全ての基礎を補強しなければならないのか。	無筋コンクリート基礎は「基礎Ⅲ」として計算してください。その上で上部構造評点の検討し、必要であれば基礎Ⅰ、基礎Ⅱとなる基礎補強を行ってください。
4	ハザードマップで対象建築物が液状化の危険がある区域だった場合の対策を教えてください。	木造建築物でも、鋼管杭や地盤改良による対策をする場合がある。 耐震診断では、上部構造評点による評価であり、軟弱地盤の評価低減はあるが、液状化に対する評価がない。地盤が心配である場合は、区と相談して対策してください。